多治見市農業経営改善計画及び青年等就農計画認定審査会設置要綱（案）

（設置）

第１条　この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条第４項に規定する農業経営改善計画（以下「改善計画」）及び法第１４条の４第３項に規定する青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定を公平かつ客観的な判断のもと行うことを目的とした、多治見市農業経営改善計画及び青年等就農計画認定審査会（以下「認定審査会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査事項）

第２条　認定審査会は、次の事項について協議検討を行い、その結果を市長に報告する。

（１）改善計画及び就農計画の認定等に関すること。

（２）改善計画が適当である旨の確認を受けた者（認定農業者）及び就農計画が適当である旨の確認を受けた者（認定新規就農者）に対する指導・助言等に関すること。

（３）その他、認定等にあたって必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　認定審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）多治見市農業委員会　会長

（２）陶都信用農業協同組合経済部農業課　課長

（３）東濃農林事務所農業振興課　課長

（４）東濃農林事務所農業普及課　課長

（５）多治見市経済部　部長

（６）前各号に掲げるもののほか、認定審査会が必要と認める者

（運営等）

第５条　認定審査会に、会長を置く。

２　会長は多治見市経済部長をもってこれを充てる。

３　会長は認定審査会を招集し、会議の議長となる。

４　認定審査会の事務局は多治見市役所産業観光課農林グループが担当する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年〇月〇日から施行する。